

空家対策に取り組みます

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化などに伴い、「空家等」が年々増加しています。この中には、適切に管理されていないために、安全性の低下や公衆衛生の悪化を招くなど、周辺の生活環境に影響を及ぼしているものもあります。

本市においても、適切な管理がされていない「空家等」について、市民の皆さんからの相談が年々増えていたことから、平成25年度に委員会を立ち上げ、行政協力員の皆さんの協力の下、空家の実態調査を実施しました。その結果、市内の「空家

等」の戸数は436戸、そのうち適切な管理が行われていないものは198戸という結果が得られました。

このような状況の中、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」が5月26日に全面施行され、同時に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実

施するための基本的な指針」が定められました。この基本指針では、所有者の管理責任のほか、

市町村が地域の実情に応じて、周辺環境に悪影響を及ぼす「特定空家等」への立入調査や指導など、必要な措置を講ずることが重要とされています。

市では今後、「空家等」の実態把握、効果的な空家等対策計画の作成および協議会設置など「空家等」に関する対策に取り

農振除外の申請を受け付けます

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域整備計画」に定められた農用地区域内の土地を、農用地以外の用途にする場合には、農用地区域

から除外する手続きが必要で

す。市では、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けます。転用事業計画のある方は、受付期間内（期限保守）に申請をお願いします。

身近なみどりの整備・保全の提案を募集

住民の身近な安らぎの場や美しい景観の維持など、多くの公益的機能をもつ平地林や里山林が、開発や管理放棄などにより、減少と荒廃が進んでいます。

そこで市と県では、平成20年度から茨城県が導入した「森林湖沼環境税」を活用し、森林所有者や森林ボランティアの提案を受け、自然体験活動を行うための森林の整備または通学路・

公共施設・住宅団地周辺の身近な緑の維持・保全を支援していきます。

整備の条件として、市と森林所有者などにおいて、10年間の森林の維持・保全に関する協定を結びます。

身近なみどりを守るためのご提案に興味のある方は、お問い合わせください。

問 谷原庁舎産業経済課 21111 (内線8153)

問 谷原庁舎産業経済課 21111 (内線8153)

問 伊奈庁舎安心安全課 21111 (内線1243)

夏の節電にご協力を！



無理のない範囲で、ご協力をお願いします。

- **家庭づきの節電**
 - 扇風機を利用しましょう。エアコンは設定温度を2℃上げ、フィルターはこまめに掃除を。
 - すだれやグリーンカーテンを利用しましょう。
 - 照明は日中は消灯し、夜間も最小限にしましょう。
 - 冷蔵庫の設定を「強」から「中」にし、扉を開ける時間をできるだけ減らし、物を詰めこまないようにしましょう。
 - 洗濯物は容量の80%を目安に、まとめて洗いましょう。
 - 温水洗浄便座の便座保温・温水をオフにしましょう。
 - 長時間使わない電気製品のコンセントを抜きましょう。
- **市の節電の取り組み**
 - 市内公共施設の冷房温度を28℃に徹底します。
 - 市庁舎内の蛍光灯を間引きしたほか、トイレや廊下など、可能な限り消灯します。
 - 市庁舎、出先機関で「ゴーヤのグリーンカーテン」を実施します。
 - 5月から10月まで、ノーネクタイ、市オリジナルポロシャツを着用する「クールビズ」を実施します。
 - 毎週水曜日をノー残業デーとし、そのほかの日でも時間外勤務を極力減らし、やむを得ず実施する場合は、早朝に実施します。

組んでいきます。

◎ 「空家等」とは

建築物などで、居住や使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木などを含む）。ただし、国または地方公共団体が所有・管理するものを除く。

◎ 「特定空家等」とは

次のような状態にある「空家等」をいいます。

① 倒壊など著しく保安上危険と

なるおそれのある状態

② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態

③ 適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態

④ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

問 伊奈庁舎安心安全課 21111 (内線1243) ☎ 58